

令和8年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 1 月 会 議 会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和8年1月20日 午前10時00分開会 (開議)

日程第1	会議録署名議員の指名	9番 植村 圭司 10番 清水 修
日程第2	会期の決定	343日間 決定
日程第3	審議期間の決定	1日間 決定
日程第4	諸般の報告	議長 報告
日程第5	議案第1号 壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明・ 質疑あり・委員会付託省略・ 討論あり・可決
日程第6	議案第2号 壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論あり・可決
日程第7	議案第3号 壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論あり・可決
日程第8	議案第4号 令和7年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	財政課課長、建設部部長、 産業推進部部長 説明・ 質疑あり・委員会付託省略・ 討論あり・可決
日程第9	議案第5号 令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	保健環境部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論なし・可決
日程第10	議案第6号 令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)	保健環境部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論なし・可決
日程第11	議案第7号 令和7年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	総務部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論なし・可決
日程第12	議案第8号 令和7年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第1号)	建設部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論なし・可決
日程第13	議案第9号 令和7年度壱岐市下水道事業会計補正予算 (第2号)	建設部部長 説明・ 質疑なし・委員会付託省略・ 討論なし・可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 菊池 弘太君	2番 酒井 真吾君
3番 松本 順子君	4番 樋口伊久磨君
5番 武原由里子君	6番 山口 欽秀君
7番 山内 豊君	8番 山川 忠久君
9番 植村 圭司君	10番 清水 修君
11番 赤木 貴尚君	12番 音嶋 正吾君
13番 小金丸益明君	14番 中田 恭一君
15番 中原 正博君	16番 土谷 勇二君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 草合 正吉君 議会事務局次長 松永 淳志君
議会事務局書記 川村 亮君

説明のため出席した者の職氏名

市長	篠原 一生君	副市長	中上 良二君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	平田 英貴君
地域振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	吉田 博之君
保健環境部部长	村田 靖君	産業推進部部长	松嶋 要次君
建設部部长	平本 善広君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務部次長	小川 和伸君
地域振興部次長	岡部 一也君	総務課課長	渡野 浩司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開会

○議長 (土谷 勇二君) 皆さん、おはようございます。

改めまして、新年明けましておめでとうございます。

本年のえとはうま年です。馬は、古来より進む力と力強さの象徴とされています。私たち議会も、この進む力をもって市民皆様と共に歩んでいく決意を新たにして、尽力を尽くしてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可しておりますので、御了承ください。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和8年壱岐市議会定例会を開会します。

これより、1月会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（土谷 勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番、植村圭司議員、10番、清水修議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（土谷 勇二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から12月28日までの343日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月28日までの343日間と決定いたしました。

日程第3. 審議期間の決定

○議長（土谷 勇二君） 日程第3、審議期間の決定を議題とします。

1月会議の審議期間につきましては、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、1月会議の審議期間は、本日1日と決定しました。

日程第4. 諸般の報告

○議長（土谷 勇二君） 日程第4、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

ここで、篠原市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 令和8年壱岐市議会定例会の開会並びに1月会議の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

市民皆様、議員各位におかれましては、健やかに輝かしい新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

本年も皆様の御理解、御協力を賜りながら、前進と躍進をテーマに、えとの馬のようなスピード感をもって、壱岐新時代の実現に向けて、引き続き全力で市政運営に当たってまいり所存でありますので、御理解、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

さて、早いもので1月も半ばを過ぎましたが、1月6日の壱岐市消防出初式を皮切りに、壱岐の島新春マラソン大会、壱岐市成人式典「二十歳のつどい」と新年の幕開けを飾る大きな行事を、市民皆様をはじめ、関係者皆様の御理解と御協力により、悪天候等による影響が一部あったものの、滞りなく開催することができました。この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

「二十歳のつどい」では、初めての試みとして、新成人の代表者による実行委員会を組織し、内容について自ら検討してもらい、式典の司会やダンスパフォーマンス、合唱等の企画運営を行っていただきました。ここに改めまして、二十歳の皆さんの人生が、出会いに恵まれた幸多きものとなりますことを心から祈念いたしております。

さて、本日提出しております案件は、人事院勧告に係る条例の一部改正に係る案件3件、物価高騰対策並びに人事院勧告関連等の予算案件6件でございます。何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

本年も議員各位、そして市民皆様とともに、各種施策に全力で取り組んでまいりますので、引き続き御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会に際しての御挨拶とさせていただきます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） お諮りします。これから上程いたします全ての議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、全議員で審議を願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第5. 議案第1号

○議長（土谷 勇二君） 日程第5、議案第1号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。篠原市長。

〔市長（篠原 一生君） 登壇〕

○市長（篠原 一生君） 提出議案につきましては、担当部長、課長より御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（篠原 一生君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） おはようございます。議案第1号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、議案第1号から議案第3号まで提案理由等に共通するところがありますので、全体的な御説明をさせていただきます。

当該3議案の提案理由でございますが、昨年の人事院勧告を受け、国の給与関係法案の改正がなされておりますので、これに準じて市の関係する条例を改正するものでございます。

国の法案改正は、人事院勧告どおりの改正がなされており、昨年12月16日に可決・成立し、12月24日に公布されております。

本市におきましては、これまでも国家公務員の取扱いを基本とし、職員の給与関係条例を改正してきたところであり、また、市長、副市長、教育長、市議会議員につきましても、国家公務員の特別職等の給与に関する取扱いの状況を踏まえ、これまで同様に国に準じた改正を行う内容といたしております。

なお、県内各市町の情勢といたしましては、いずれも国・県に準じた取扱いとする方針であると把握をいたしております。

改正内容につきましては、議案第1号の参考資料で御説明させていただきます。

2の主な改正内容を御覧ください。今回の改正は、市議会議員の期末手当の支給率を改定・調整するものであり、令和7年12月分の支給率を、現行の1.725月から1.775月に改正するもので、第1条に規定をいたしております。

次に、令和8年度の支給率を、6月・12月それぞれ1.75月とするもので、第2条に規定をいたしております。これにより、令和7年度・8年度、いずれも年間支給率は3.50月とな

り、令和6年度と比較し0.05月上乗せするものでございます。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の1ページから2ページに載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

附則として、第1項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。

第2項は、第1条の適用を令和7年12月1日に遡及適用することを規定いたしております。

第3項は、改正条例施行後における令和7年度分の期末手当の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。6番、山口欽秀議員。山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第1号ですが、人事院勧告を受けての特別職公務員である議員において、一般職に準じて期末手当の支給率の改定を行うということでの説明であります、特別職ということで、人事院勧告に必ずしも準じて行う必要はないというふうに私は考えております。

様々な状況を鑑みて上げる、上げないを考える必要があると思うんですが、とりわけ、今日の物価上昇等で市民生活の苦境が広がる、農業、漁業にもかなりの影響が出ているというところが広がっているわけですが、そういう中で引上げの必要性、今の必要性という点では、説明は人事院勧告があったからと、他市町村が上げるからということでの説明でありましたが、そういう判断での理由だけなのか。

やっぱり市民生活そのものを考えた上で、特別職の期末手当の支給率等を考えるべきではないかと考えますが、その必要性についての判断、どのような理由だったか、もう一度お聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田総務部長。

○総務部部長（平田 英貴君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、物価高騰下における市民生活の状況は、私どもも重々承知をいたしております。

しかしながら、議員の手当の改正に際して、執行部がその時々の主観で基準を変動させることは、給与体系の安定性を損なうおそれがあると考えております。

そのため、これまでも公平・公正な第三者機関である人事院の勧告を尊重し、上程させていた

だいており、県内の他市町も同様の取扱いがなされているものと認識をいたしております。

本議案が現在の社会情勢において適当であるかどうか、また市民の皆様のご理解を得られるものであるかどうかについては、合議制の機関である議会において御議論をいただき、御判断を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） いいですか。はい。以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第1号老岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に、反対討論を行います。

全ての食品、日用必需品の値段の高騰が止まりません。今後も物価の上昇が続くと考えられます。市民からの「物の大幅な値上がりで生活が大変苦しくなった」との声が広がっています。

農業では、飼料・肥料等の高騰が今も続いております。牛の値段はやや持ち直したものの、農家の収入は減り、農家の生活は厳しさが広がっているのが実情です。

漁業でも、魚が取れない、魚が安い、そして今年はスルメイカの禁漁も加わって、漁業者の収入は一層厳しい状況になっております。

年金生活者の高齢者は、この物価高の中で年金だけの生活は厳しく、医療や介護の保険料の負担増、病院での医療費の負担増で生活の不安が広がっています。

市民の賃金は物価高が続く中、実質的に下がっています。年末のボーナスは、僅かな事業所での支給という状況であります。

今回の議員の期末手当の引上げの理由として、人事院勧告と他の自治体の引上げ状況を理由に挙げています。議員の給与は2年前に引き上げられました。また、昨年は政務活動費月1万円が議員に支給されるに至っております。

市民の大変な苦境の中で、今回の期末手当の引上げは、市民の理解を得られず、市民の信頼を高めることにつながらないと思います。市民の代表である議員として、市民の苦境に寄り添う立場から、市民の理解を得られないこの議案に反対とします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（3番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 参政党の松本です。議案第1号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この改正は、議員の期末手当の増額で人事院勧告によるものですから、全国の多くの自治体で可決されると思います。

しかし、これはこの場で私たち議員が決めることができる案件です。民間の賃上げに伴い、公務員もその平均値近くに賃上げすることが目的であります。国の調査対象は、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の企業が対象です。壱岐にそのような企業が病院や施設を除いてどれだけあるのでしょうか。

また、12月の一般質問の中で山内議員が訴えておられましたが、賃上げを迫られる中小企業や事業者にとっては、この物価高騰と収益のアンバランスでかえって身を削る状況に追い込まれ、雇用においても消費税の仕組みが重くのしかかり、正規社員の雇用は困難、苦しい状況が続いています。

本来、参政党は若い人に議員を目指してもらうために報酬のアップは賛成なんです。しかし、そこには地域性が伴います。

本市の今年度の財政中間報告によると、経常収支比率が97%となっており、財政的な余裕は非常に少なくなっています。経常収支比率の理想は80%前後であります。ジェットフォイルの新規建造に係る費用は最優先ですし、空港滑走路の延長等も計画あるようです。

そういうときに自分たちの報酬が少しでも上がること、そういうことに私は非常に胸が痛みます。2年前にも上がっております。今のままでは駄目なんでしょうか。

市の財源である税金を納めていただく壱岐市民の人口は減り続けています。報酬を増やすのであれば、議員定数も削減すべきではないでしょうかということ、話し合いを進めていただきたいと先ほど皆さんにお願いしてきたところです。

こういうことをもって、反対討論とさせていただきます。

次の市の三役に対しても、私は同じ考えでありますので、ここで併せて申させていただきます。

〔議員（3番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第2号

○議長（土谷 勇二君） 日程第6、議案第2号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

[総務部部長（平田 英貴君） 登壇]

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第2号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおりで、経過につきましても冒頭説明をいたしましたとおりでございます。

改正内容につきましては、議案第2号の参考資料で御説明させていただきます。

2の主な改正内容を御覧ください。今回の改正は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率についての改正、調整でありまして、年間支給率を3.45月から3.50月とするもので、議案第1号と同様の内容であります。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の3ページから4ページに載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

附則につきましても、議案第1号と同様でございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

[総務部部長（平田 英貴君） 降壇]

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口欽秀議員。

[議員（6番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（6番 山口 欽秀君） 議案第2号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

市民生活は今までになく物価高騰が続き、一方、賃金、年金などの収入は増えず、大変苦しい

生活が広がっています。そんな国民の生活状況を見て、今議会で市民1人当たり2万円の支給やプレミアム付き商品券の発行等を行って、市民生活を支援する施策を行われようとしているわけであります。

市長、副市長、教育長の給与を2年前に引き上げられました。その上で、毎年の期末手当の引上げは、市民生活の状況や市民の声をしっかり聞いて判断すべきものであります。

今回の市長、副市長、教育長の期末手当の引上げ理由として、人事院勧告と他自治体も引き上げている状況にあることを挙げております。このことで市民の理解は得られないと考えます。

市民生活の向上・福祉増進のために、市民生活第一に考えた施策が行われて、政治への信頼を高めることを求めて反対討論とします。

〔議員（6番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第3号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第7、議案第3号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第3号老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

老岐市職員の給与に関する条例及び老岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては記載のとおりで、経過につきましても冒頭説明したとおりでございます。

この議案第3号の改正条例は、第1条から第4条及び附則の構成となっております、改正し

ようとする本則は、条例の種類・適用日の違いにより分ける条立ての改正方法を取っております。

第1条と第2条に職員の給与に関する条例を改正する規定を、第3条と第4条に任期付職員の採用等に関する条例の改正を規定しております。

改正内容につきましては、議案第3号の参考資料で説明をさせていただきます。

2の主な改正内容を御覧ください。まず、(1)は、第1条関係で、令和7年4月1日に遡及して適用する項目として、アからカまで記載をいたしております。

主なものとして、ウの正規職員の期末手当の支給割合を年間2.50月から2.525月とし、0.025月引き上げるものでございます。

次に、エの勤勉手当の支給割合は、年間2.10月から2.125月とし、0.025月引き上げるものでございます。

次に、オからカは給料表を改定いたしております。オの行政職給料表は、国に準じて改定しており、初任給を大卒1万2,000円、高卒1万2,300円引き上げるなど、若年層に重点を置きつつ、給料表全ての号給を引上げ改定し、平均改定率は3.3%となっております。

行政職以外のその他の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とした改定を行っております。

次に、(2)も同じく壱岐市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするもので、第2条に規定している令和8年4月1日から施行する改正内容であり、支給率の調整でございます。

次に、(3)、(4)は、任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。本条例の対象となる職員は、現在在職しておりませんが、正規職員同様、国に準じた改正を行っております。

新旧対照表につきましては、議案関係資料1の5ページから12ページに載せておりますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

附則として、第1項、第2項は、ただいま説明いたしました施行日及び適用日について規定をいたしております。

第3項については、改正条例施行後における令和7年度分の給与並びに給与の内払い及び差額支給について規定をいたしております。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（3番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） ただいまから賛成討論をいたします。

議案第3号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、議員・市の三役と本来は同じ反対としたいところではあります。

なぜなら、公務員には民間のような倒産による失業のリスクはなく、ボーナスも約束されており、壱岐においては国が求めた平均値と市民生活の実態との乖離が生じているからです。

しかしながら、デフレのままインフレへと突入し、いまだ出口が見えない市民生活の現状では、財布のひもはさらにきつく締め、経済の衰退が続くばかりです。公務員の皆様に私が期待するのは、そのお給料を地元のお店での飲食や買物など、壱岐の経済を回すために使っていただきたいということです。

そして、市の職員に対する市民の目は厳しいものがあります。仕事ぶりは思わぬところで見られています。公務員として、ふさわしい仕事を市民に見せていただきたいと思っております。

以前も言いましたが、まずは窓口業務等での対応に市民からのクレームがなくなること、市民サービスと福祉の向上に全力で努めていただくことを前提に賛成といたします。

〔議員（3番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第4号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第8、議案第4号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） おはようございます。議案第4号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億8,681万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億2,248万7,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加・変更は、第2表繰越明許費補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の追加・変更は、第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金による給付金事業及び物価高騰対策事業、令和7年度国の補正予算に伴う補助事業の追加などにつきまして補正を行うものでございます。

3ページから5ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については、記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。

第2表繰越明許費補正の1、追加は、2款総務費1項総務管理費の自動釣銭機整備事業外7件の事業につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越し、使用できる繰越明許費として合計5億3,318万9,000円を計上いたしております。

次のページを御覧ください。

7ページ、繰越明許費に変更の7款2項の道路改良費補助は、国の補正予算に伴う事業費の追加により繰越額の変更を行うもので、2億2,081万8,000円に変更するものでございます。

なお、事業の完了予定及び繰越理由等につきましては、別添資料2、令和7年度1月補正予算（案）概要の4ページから5ページに記載のとおりでございます。

次のページをお開き願います。

8ページ、第3表地方債補正の1、追加の総務債は、キャッシュレス機能付自動釣銭機導入に充当するデジタル活用推進事業債を追加するもので、1,100万円を計上いたしております。

次のページを御覧ください。

9ページ、2の変更は、令和7年度国の補正予算に伴い追加となる事業に充当する補正予算債について、限度額に記載のとおり変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税の普通交付税は、今回の補正予算に係る一般財源として、1億

6,738万円を計上しております。

なお、令和7年度の普通交付税につきましては、国の補正予算に伴い再算定が行われ、2億6,123万2,000円が追加交付され、再算定後の令和7年度の普通交付税額は、93億1,940万6,000円となっております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰対応生活応援給付金事業及び消費下支えプレミアム付き商品券発行事業の財源として、3億7,074万1,000円を計上いたしております。

16款県支出金2項5目商工費県補助金の長崎消費拡大地元企業応援事業費補助金は、プレミアム付き商品券発行事業に係る県補助金で、1億円を計上しております。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般について、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を行っております。予算書の46ページから50ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照ください。

今回の補正予算の主な事業内容につきまして、別添資料2、令和7年度1月補正予算案概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。

2款総務費1項4目会計管理費は、キャッシュレス機能付自動釣銭機及びモバイル端末を導入することにより、窓口業務の改善及び利用者の利便性向上を図るもので、1,226万5,000円を計上しております。

次の2款1項13目物価高騰対応重点支援事業費は、住民1人当たり1万円を給付する物価高騰対応生活応援給付金事業に2億5,417万8,000円を、4,000円分の商品券を2,000円で販売するプレミアム率100%の消費下支えプレミアム付き商品券発行事業に2億1,656万3,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。

3ページ、5款農林水産業費1項5目農地費の県営事業費1,935万9,000円、次の団体営事業費2,790万円及び7款土木費2項3目道路橋梁新設改良費の道路改良費補助1億9,071万8,000円は、令和7年度国の補正予算に伴い、それぞれ事業費を追加するものでございます。

以上で、議案第4号令和7年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） おはようございます。私のほうから物価高騰対応生活応援給付金事業につきまして説明をさせていただきます。資料につきましては、議案資料の資料2、補正予算案概要の7ページを御覧いただきたいと思っております。

事業の目的でございますが、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等への支援の一環として、物価高騰対応生活応援給付金事業を実施し、市民生活の安定と市内経済の活性化を図るものでございます。

事業概要でございますが、水道料金等の負担軽減による消費下支えのため、住民1人当たり1万円の生活応援給付金を世帯単位で支給いたします。

給付の方法でございますが、口座振替による給付を行います。納付時期につきましては、3月下旬頃から通知等を発送し、順次給付を開始する予定ですが、市に口座情報がない方は、受取口座等の申請手続きを行っていただき、受取口座の登録後の給付となります。

できるだけ早く市民皆様に支援が行き届くように努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

〔建設部部長（平本 善広君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

〔産業推進部部長（松嶋 要次君） 登壇〕

○産業推進部部長（松嶋 要次君） おはようございます。私のほうからは、消費下支えプレミアム付き商品券発行事業について御説明させていただきます。

議案資料2、令和7年度1月補正予算（案）概要の参考資料の8ページをお開き願います。

消費下支えプレミアム付き商品券発行事業ですが、事業概要としては、食品・生活用品等の長引く高騰に悩む市民生活の下支えのため、プレミアム付き商品券を発行し、併せて消費拡大による商工事業者支援と地域経済の活性化を図るものでございます。

発行内容といたしましては、4,000円分の商品券を2,000円で販売いたします。プレミアム率は過去最大の100%でございます。総販売数は10万セット、お一人5セットまで購入可能としております。

発行総額は4億円です。販売期間は令和8年4月以降、利用期間は販売開始から6か月間、換金期限は利用期間終了から1か月間といたしております。

補正予算額は、発行事業費及び事務費を合わせ2億1,656万3,000円でございます。

以上で、消費下支えプレミアム付き商品券発行事業についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[産業推進部部長（松嶋 要次君） 降壇]

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、これを許します。1番、菊池弘太議員。

○議員（1番 菊池 弘太君） こんにちは。令和7年度補正予算案における市民1人当たり1万円を給付する物価高騰対応生活応援給付金事業についてお伺いいたします。

この事業は、事業名にあるとおり、市民1人当たり1万円を給付する事業だと先ほどの説明のとおりあったかと思えます。

事業費の総額は2億5,417万8,000円、これは令和8年1月1日時点で本市に住民登録をしている市民が対象で、給付総額は2億3,264万円となっております。

事務費として2,153万8,000円が計上されておりますが、この事務費の内訳を教えてください。

また、本事業では総額に占める事務費の割合が約8.5%であり、これを1人当たり直すと925円ほどの事務費用がかかっています。この事務費用が妥当なのかどうか、過去の同様の給付事業の事務費について、事業名、実施年度、事務費の割合について、幾つか何点か事例を教えてください。

その上で、今回は口座振込、プッシュ型での効率化を図るということで、事務費の削減効果及び対応される職員の労働力、工数削減効果について、以上3点についてお伺いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 1番、菊池議員の御質問にお答えをいたします。

物価高騰対応生活応援給付金事業に係る事務費につきましては、給付金振込手数料137万8,000円、給付金業務委託料2,016万円を予定いたしております。

今回の給付金事業につきましても、通常業務と並行しての業務となり、今後、職員の業務量増加が見込まれる中、業務の円滑化及びできるだけ早く市民皆様に支援が行き届くように、業務の一部を委託による対応を予定いたしているところでございます。

まず、世帯状況の把握・確認作業と併せまして、水道料金の振替口座との突合、調整の上、対象者リスト作成及び口座への振込業務を上下水道課で行い、事務費の削減にも努めてまいります。

その上で、コールセンターの設置、各世帯への郵便による確認通知、内容に変更が生じた場合の対象者リスト修正等について業務委託を予定しているところです。

過去の同様の給付事業の事務費の割合についてですが、過去の給付金事業は今回の事業とは内容が異なりますので、比較対象としては適当とは言えませんが、令和7年度に実施した定額減税の不足額給付事業においては、4.521%の事務費割合となっております。給付金事業の場合は給付金の単価によって事業費に差が生じ、事業費が増えれば増えるほど事務費割合は低くなる

と考えております。過去の給付金事業におきましては、国は事務費の限度額を率ではなく、支給対象者1人当たりで示しております。

参考に、令和7年度定額減税の不足額給付事業におきましては、事務費限度額3,000円に対して1,549円の実績でございました。

今回の物価高騰対応生活応援給付金事業におきましては、現在のところ、事務費の限度額について国から示されておりませんが、支給対象者の全市民で算出しますと1人当たりの事務費は926円となります。また、事業費に対する事務費の割合につきましても8.5%となり、全国的に見ますと非常に安く抑えているのではないかと感じているところでございます。

プッシュ型での口座振込による事務費の削減効果でございますが、プッシュ型につきましては、基本的には市民の申請手続が不要となり、申請等にかかる市民の負担軽減とともに郵便料等の事務費削減につながります。また、職員の工数削減効果につきましては、業務委託を行うことで職員にかかる業務料増加に対する負担を軽減し、9割程度は削減ができると考えておりますので、通常業務への影響を最小限に抑えるとともに職員の良い健康維持にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

事務費を可能な限り抑えるとともに、業務委託をすることで工数削減効果は大きいと考えております。何よりも業務を効率よく分担することでできるだけ早く市民皆様に支援が行き届くように努めてまいりますので御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 菊池議員。

○議員（1番 菊池 弘太君） ありがとうございます。今回の給付事業における事務費用の割合が比較的ほかの自治体と比べたりすると低いのかなというふうに思っております。事務費用の2,153万円のうち137万円が振込手数料、残り2,016万円が外注費用ということで、コールセンターの設置、実際に職員の負担がかかるのかなと思っていたんですけど、そこは外注するという事で理解しました。

外注するコールセンターなんですけど、これから決めていくことだと思うんですけど、それは島内の事業者になるのでしょうか、島内に限らず島外の事業者になるのでしょうか、追加で質問させていただきます。

併せて、とはいえ、事務費用として2,000万円以上の税金が使われています。なので、今後、同様の国の事業だったり、県の事業等で給付事業があるかと思うんですけども、例えば、マイナンバーカードとの連携であったり、紙による申請ではなく、QRコード等を活用したデジタル申請を活用して、さらに事務費用の削減であったり、対応される職員、外注する業務の削減をこれ以上効率化することはできるのでしょうか。併せてお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 菊池議員の再度の御質問にお答えをいたします。

初めに業者選定の関係でございますけれども、今回、業者選定につきましては、一般競争入札を予定したいと考えておりますので、今後、島内・島外に限らず、業者を選定する中で入札を行っていきますので御理解いただきたいと思いますと思っております。

また、今後の対応につきましてでございますが、デジタル化につきましては、近年、自治体や企業においても重要がますます高まっております。業務の効率化や市民にとっても利便性の向上につながるなどの多くのメリットが期待できると思っております。今回の給付金事業におきましては、全市民を給付対象者としておりますので、デジタル化のみでは対応が困難な方もおられます。また、紙での申請とデジタルを併用しますとその分コストも増大することとなります。

今後につきましては、マイナンバーとの連携等デジタル化を進めてまいります。併せて、市民の皆様がデジタル化に対応できる環境整備も重要であり、費用対効果も含めたところで、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 菊池議員。

○議員（1番 菊池 弘太君） ありがとうございます。市民全員が対象になるので、全員スマホを持っているわけではないですし、使い方もそれぞれあると思うのでデジタルと紙の両方はすぐく理解できます。なかなかこれ以上の効率化というのはもしかしたら難しいのかもしれませんが、まだまだやれることはあると思うので、引き続きそこはよろしく願いいたします。

最後に確認をさせていただきます。今回、国の物価高騰対策における交付金として国から推奨事業メニューが幾つか示されたと思います。今回は現金給付ということを選択されたかと思うんですけど、ほかにも例えばお米券の配布であったり、電子クーポンの発行など、幾つかメニューがあったのかなと思っております。なぜ本市は市民1人当たり1万円を現金給付するメニューを選んだのか、その理由について何かあればお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 菊池議員の御質問にお答えをいたします。

今回の給付金事業につきましては国の交付金を活用してまいりますけれども、地域の実情に応じた柔軟性を持った対応が可能となっております。したがって、いろいろと内部で協議をする中で支給対象者を限定するのではなく、広く皆さんに物価高騰対策への支援をお届けしたい、そして、早くお届けしたいということから今回1人当たり1万円の現金給付ということで、さらに水道口座を活用するというところで進めさせていただきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 同じく、6番、山口議員から質問の通告がっております。これを許します。山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 質問は今の菊池議員に関するのではなくて、私の質問からなるわけですか。

○議長（土谷 勇二君） 一括で。

○議員（6番 山口 欽秀君） 一括で。では、まず、私の質問、最初は歳入のところでお伺いたします。

今回、補正予算に使われた国の地方交付金ですが、国から壱岐市へ重点支援交付金として、交付限度額は幾らで来て、そのうちの予算として出されたということでもありますので、壱岐市への交付限度額は幾らなのかという点と、その重点交付金の中での食料品特別加算は幾らだったのかという点を収入で教えてください。

それから、長崎県においても重点支援交付金が国から行って、それが壱岐市のほうへ来ているということではありますが、壱岐市への県からの交付金は幾ら来ているのか、それをお聞かせください。

○議長（土谷 勇二君） 全部一括でお願いします。

○議員（6番 山口 欽秀君） その次ですが、総務費のところでは自動釣銭機整備事業が上げられております。この自動釣銭機の導入によって、窓口での銀行員の廃止等、削減等も考えられるというふうな説明でありますので、この導入に伴う銀行員等の業務廃止に伴う削減額はどの程度で見積もっているのかという点、それから、各支所等でモバイル末端キャッシュレス型、一体型のものが導入されるということではありますが、具体的にキャッシュレス機能でどういうふうな窓口が変わっていくのかのシステムで、そのあたりを具体的にもう少し説明を求めたいと思いますが、どうでしょうか。

それから3点目は、湯本等3つの事務所に設置するということではありますが、ほかの事務所はその後置くというのか、置かないというのか、そのあたりの設置計画についてお聞かせください。

その次です。物価高騰対応重点支援事業のうちの1つ、今、菊池議員が質問された重点支援事業について上下水道課が担当ということでの説明ではありますが、具体的に口座を水道・下水道の水道ということで、そのあたりの上下水道課が担当するという意味をもう少し説明があるとなるほどとなるかなど。それから、3月下旬に通知して発送ということ、通知発送ということですが、速やかな事業実施というふうに言われている国もそう求めている点で実際に3月下旬というのはどうなのか、もっと早くならないのかという点であります。

それから、3つ目の事務費の2,153万8,000円の内容、菊池議員に対して説明がありましたが、極めて事務費が膨大ではないかと。これまでの給付事業から言ってこの額はやっぱり問

題ではないかということで、削減の計画というか、そういう見直しを含めて内容をこれまで検討がなされたのか、その上でのこの額なのかという点をお願いいたします。

それからもう一つ、重点支援事業、商工振興課が担当するプレミアム付き商品券の発行に関わるところであります。このプレミアム付き商品券の発行はどのような方法で進められていこうというのか。もう少し具体的な販売の方法。

それから、4月から、これはまた遅いのではないか、もっと早くならないのかと。それから換金期限についても利用期間から1か月という点で、事業者にとっては早く現金が欲しいという実情に対してこれがしっかり答えることになるのか、どのような考えなのか。

それから、この事業終了後、換金されないまま残る未換金が起きる可能性があるというふうに思うわけですが、この未換金の返済についてどういう方針で考えられているのか、お聞かせください。

以上、お願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本地域振興部長。

○地域振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうから歳入部分の御質問にお答えをいたしたいと思っております。

国の令和7年度補正予算に係る重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分の交付限度額は4億4,038万5,000円で、そのうち、食料品の物価高騰に対する特別加算分は1億1,015万8,000円となっております。

長崎県の質問の分ですけれども、長崎県の令和7年度補正予算に係る重点支援地方交付金を活用した支援事業につきましては、生活者支援としては、一般消費者のLPガス価格高騰分野の支援が4億200万円、プレミアム付き商品券等の発行支援が27億円でございます。

事業者支援としては、医療機関、介護、障がい者施設等に関して、エネルギー価格・食材料費高騰分野の支援が9億3,400万円、農業・水産業支援に関して、漁業者への燃油高騰対策支援が1億9,600万円、畜産農家への飼料高騰対策支援が1億400万円などがございます。

このうち、プレミアム付き商品券等の発行支援に関しまして、本市が発行する商品券のプレミアム部分について、県から補助率2分の1の支援が受けられる見込みとなっております。

本市のプレミアム付き商品券のプレミアム分は2億円ですので、1億円につきまして県からの支援となる見込みですが、最終的には県内各市町の実施状況により、県の予算の範囲内で調整されるものと認識しております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 篠崎会計管理者。

○会計管理者（篠崎 昭子君） 山口議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは自動釣銭機整備事業についてお答えいたします。

まず1点目の、釣銭機の導入による窓口へ派遣された銀行職員の業務廃止による削減額はどの程度と考えているのかにつきましては、現在、会計課窓口へ配置されている銀行派遣職員に対し、県内統一の派遣手数料として年間165万円を支払っているところであり、派遣業務を廃止した場合、少なくともこの派遣手数料相当額の削減効果があります。

さらに、当該派遣手数料につきましては、赤字受託であるとの理由から、令和8年度は税込み247万5,000円引上げ、令和9年度には税込330万円までに増額する見込みとなっております。また、将来的には、銀行側の職員減少により派遣業務そのものの継続が困難となる可能性も示されております。

こうした状況を踏まえますと、派遣業務を継続した場合には今後さらに費用負担が増加することが見込まれることから、一時的に導入経費がかかりますが、会計課職員による対応に切り替えることで、現在の派遣手数料相当額の削減に加え、将来的な費用増加を回避できる点でも一定の財政的効果があるものと判断しております。

次に、2点目のモバイル端末キャッシュレス機能一体型の具体的利用の仕方についての御質問にお答えいたします。

モバイル端末、いわゆるキャッシュレス機能一体型端末は、湯本、那賀、箱崎の3事務所で住民票等の証明手数料をお支払いいただく際に使用する予定です。事務所での現金取扱いにつきましては、12月会議の折に議員からの抜本的な再発防止策についての御質問にお答えしましたとおり、令和8年4月以降、証明書手数料以外の公金収納を廃止することとしておりますが、住民票等の手数料収納事務は継続しますので、収納のチェック体制を強化する観点から、その記録ができる機能を備えたモバイル端末の設置を予定しております。

具体的な利用方法につきましては、窓口へ設置し、職員が当該端末を用いて金額を入力し、お客様に提示をいたします。お客様は表示された金額を確認の上、クレジットカードや電子マネー、二次元コード決済など対応するキャッシュレス決済手段を選択して端末にかざす、または読み取らせることで支払いを行うこととなります。また、現金利用者の対応につきましては、今までと変わりなく対応いたします。現金とキャッシュレス決済を併用する運用といたします。

このように、お客様の利用環境や希望に応じて支払い方法を選択できる体制とすることで円滑な窓口運営を行ってまいります。

3つ目、湯本などの3つの事務所以外には設置しないのかとの御質問ですが、キャッシュレス端末につきましては、住民票等の各種証明発行に係る手数料の支払いに使用することとしているため、現在、証明書発行業務を行っている4庁舎に加え、湯本、箱崎、那賀の各事務所の計7か所に設置する予定としております。

一方、郷ノ浦の各事務所につきましては、現在、印鑑証明のみ発行しておりますが、当該業務につきましては4月から廃止することを既にお知らせしているところであります。こうしたことから、郷ノ浦各事務所にキャッシュレス対応端末を設置する考えはございません。

なお、事務所で納付いただいている方につきましては、4月以降、事務所での公金収納廃止に伴い、簡易郵便局を含めた島内14か所の郵便局で納付いただけるよう、現在、ゆうちょ銀行にて手続を進めております。また、国が進めております公金収納のデジタル化に合わせ、令和9年4月を目途にQRコード付きの納入通知書の種類をさらに拡大してまいります。このQRコードを利用した納付では、金融機関や市役所に出向かなくてもパソコンやスマートフォンの決済アプリを使っていつでもどこでもお支払いいただけるようになります。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは重点支援事業費の上下水道課の分につきまして説明をさせていただきます。

1点目の御質問、物価高騰対応生活応援給付金事業について、上下水道課が担当する理由につきましては、先ほど事業概要でも御説明いたしましたとおり、水道料金等の負担軽減による消費下支えのため、住民1人当たり1万円の給付金を世帯単位で支給することとしておりますが、給付金を支給する際に水道料金の振替口座を活用することで、事務の円滑化及びできるだけ早く市民皆様に支援が行き届くようにしたいと考えているところです。また、他の自治体における同様の取組の中では、大阪府寝屋川市におきましても水道料金振替口座を活用した給付金事業を上下水道局で実施されているところです。

2点目の御質問、速やかな事業実施につきましては、議員御指摘のとおりできるだけ早く市民皆様に支援が行き届くように努めてまいります。今回予定している給付金は住民1人当たり1万円を世帯単位で口座に振り込むこととしておりますので、令和8年1月1日時点における世帯状況の把握・確認作業を上下水道課において迅速に行いますが、正確を期すために確認期間を要すると考えております。

また、今回、業務委託を行います。公平性を期すために一般競争入札を予定しておりますので一定の期間を要することとなります。

できるだけ早く市民の皆様へ支援が行き届くように努めてまいりますので、議員、市民の皆様におかれましても御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

3点目の御質問、事務費の内容につきましては、給付金の振込手数料137万8,000円、給付金業務委託料2,016万円を予定しております。

委託料につきましては業務の円滑化を図り、できるだけ早く市民の皆様へ支援が行き届くよう

に給付金事業に係るコールセンターの設置、各世帯への郵便による確認通知、内容に生じた場合の対象者リストの修正等の業務委託を予定しております。

4点目の御質問。事務費の適正化につきましては、先ほど菊池議員の質疑に対し回答させていただきましたが、全国的に見ましても非常に安く抑えられていると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、消費下支えプレミアム付き商品券発行事業についてお答えさせていただきます。

1つ目のどのような販売方法を取るのかとの御質問でございますが、商品券の販売については、前回、昨年4月にも実施しました販売方法と同様に考えております。まず、事前に各世帯へ商品券のチラシを自治公民館の回覧等と同様に配布をいたします。その裏面を今回も商品券の購入申込書として使えるように作成する予定としておりますので、購入申込書と現金、購入者の方の身分証明書等の確認書類を御持参の上、各販売所の受付窓口書類等を提示いただき、壱岐市の住民であることの確認作業を行いまして現金と引換えに商品券をお渡しするという流れで今回も考えておるところでございます。

販売場所につきましては、郷ノ浦町が壱岐の島ホール、勝本町、芦辺町、石田町は市役所・各支所を販売場所として予定しております。

毎回ですが、販売時に行列ができ混雑する場合がございます。確認方法の簡素化などを検討しておりますが、二重販売防止のための確認作業には正確な事務処理が求められます。会場ごとに配置などを工夫しながらできるだけお待たせしないよう努めてまいりますので、御理解くださいますようお願いをいたしたいと思っております。

2つ目の販売開始が早くできないかとの御質問でございますが、事業実施におきましては、本予算を可決いただきました後に壱岐市商工会との調整を始めていきますが、本事業の商品券の印刷のほか、市民の皆様をはじめ本商品券事業に御協力いただく市内事業者の皆様への周知期間も必要となることから、4月以降とさせていただきます。

3つ目の換金期間が利用期間終了から1か月間は問題ないかとの御質問でございますが、これまでもプレミアム付き商品券事業を実施し、換金期限を利用期間終了から1か月といたしておりますが、事業者の皆様からも特に苦情などは寄せられておりませんので、御理解いただいているものと考えております。

次に、4つ目の未換金があった場合の返還の方法はどの御質問でございますが、これまでも周

知の段階で期限後の返金等は受け付けない旨をお知らせをいたしておりますので、期限後の対応については今回も同様に周知し、同様に取り扱う予定といたしております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 山口議員。

○議員（6番 山口 欽秀君） 歳入全般についての交付金については了解いたしました。それから、自動釣銭機整備についても内容等理解できましたので、進めていって市民の利便性向上につなげていただければと思います。とりわけ、初めてですので、クレジットカードを持っていくとかスマホの操作とか、高齢者にとってはかなりハードルが高いので、そのあたりの周知とか、そのあたりの事前の情報の提供を求めたらというふうに思います。

次に、水道課がやる重点支援事業についてであります。この間、コロナ禍の中で給付金とかいろいろ事業があつて、そういう中で事務費の膨れ上がりというのは問題とされておりますし、それから、事業が速やかに進まないという点での改善を求めていますよね、会計検査院が。そういう通達が来ている中で、できるだけ市民の今の状況の中でどう早く市民に手渡していくかという点で。事務費が2,153万というのはかなりかかり過ぎではないかと。これは現金を配るという発想から抜け出せないとかこういうふうになるのか、事務そのものが振込手数料がかかってそれだけ事務費がかかるのか。ほかの手だてはなかったのか。以前だったら水道料金の減額とか。そういう事務費の減額についての工夫があつて、でも、ここしかないというふうになったのか、そのあたりをお聞かせください。

それから、商工のほうですが、これまたもっと早くできないのかということ、この場合、10万セットの販売。市民1人当たり5セットでいうと1人当たり2万円買えるとして2万人分の購入のことになりますね。人口2万3,000ですので、ほぼほぼ皆さんが買えるという数であるわけです。そういうことであるならば、もう少し全ての市民に対して行き渡るといふ点で、もう一つの水道局がやっている事業とプレミアム付き商品券、もう少し合体した形での事務経費という点での検討をなされなかったのかと思うんです。2万人というところで実際にこの2万人の購入の予定のめどは立っているのか、そのあたりをお聞かせください。

3点目でいうと、換金の期限ですが、事前に1か月までに事業者にも要求しても必ずしも間に合わないところがあるので、これも会計検査院が換金の方法についてももう少し検討しろという通達が来ているはずなので、もう少し柔軟に、もしも遅れた場合についても、未換金については返金をというところの検討はなされなかったのか。今まで問題なかったからいいやというふうなことではないのではないかなと思いますが、未換金の問題についてももう少し検討が必要ではないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 山口議員の再度の御質問にお答えをいたします。

事務費についての御質問、そして、スピード感といったところでの御質問だったかと思っております。

先ほどから御説明しておりますので繰り返しとなりますが、今回のこの生活支援の一環として物価高騰対応生活応援給付金事業を実施いたしますが、物価高騰の影響は全ての市民が受けておられますので、対象者を限定するのではなく、低所得者世帯や高齢者世帯、そして、子育て世帯等、幅広い支援となるように住民1人当たり1万円を給付するものでございます。

その中で過去の例としては、コロナ禍においては水道料金の基本料金の減免等も行っていました。今回については、皆さんに幅広く支援をお届けしたいということでの住民1人当たり1万円の給付を予定しておりますので御理解を頂きたいと思っております。

また、事務費につきましては、高額でございます。しかしながら、全国的に見ますと、この事業に取り組んでいる事業の中で公表されている分で算出したときには、事務費の割合が大体5%から20%が多いと言われております。その中において、本市におきましては8.5%の割合でございます。額は大きゅうございますけれども、委託業務を含め、少しでも早く市民の皆様方に支援をお届けしたいと思っておりますので御理解を頂ければと思っております。

また、スピード感というお話がございました。こちらにつきましては、市長が冒頭にも申し上げましたように今年スピード感を持って対応するという訓示もございまして、私たち職員は常にこのことを意識をしながら業務に努めてまいりたいと考えております。

その中で、今回の給付金事業につきましても、委託業務を含めできるだけ早く市民の皆様方に支援が行き届くように努めてまいりますので、御理解を頂けたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 山口議員の追加の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本事業の事務経費の削減はというようなことで給付金事業と一緒に削減等をできなかったのかという質問もあったかと思っております。これについては内容等が別でございまして、この商品券事業につきましては、商工会等への委託も。委託といいますか、補助金で実施をさせていただいておりますけれども、そういうこともございまして、一緒にはできないということで単独で考えているところでございます。

それと、2万人の購入はというようなところでございますが、昨年実施しましたプレミアム付き商品券が3万6,000セットで3セットまで購入ということで、1万2,000人分の商品券があったと思います。これにつきましては、4日で完売をして、購入希望のあった方についても

届かなかった部分があったかと思っております、今回は2万人分ということでより多く手元に届くように予算化をさせていただいたところでございます。

それと換金の時期でございます。これは、販売されて速やかに商工会で随時換金をされておりました、一番最後、販売が終わった後から1か月後というところで設定している部分については問題ないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） よろしいですか。

それでは、ここで暫時休憩をします。再開を11時35分といたします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（土谷 勇二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

同じく5番、武原由里子議員からも質疑の通告がありますので、これを許します。武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） 上下水道課のほうの物価高騰対策について御質問いたします。

1点目は回答を頂いておりますので、2点目のみお答えください。口座のない方や施設入所や病院にいらっしゃる方など、申請手続きが自力でできない方への対応はどのように考えておられるのでしょうか。

続いて、こちらは商工振興課のほうです。プレミアム付き商品券について、これも1点目は回答いただきましたので、2点目、3点目をお願いいたします。

まず、物価高騰対策を施す必要性が高い低所得者層及び交通弱者等への行き届いた対応はどのように考えておられるのでしょうか。

3点目です。これまでのプレミアム付き商品券事業において、本土資本のチェーン店と地元商工事業者への消費者の利用行動の分析はされておりますでしょうか。

以上、お願いいたします。

○議長（土谷 勇二君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） 5番、武原議員の御質問にお答えをいたします。

口座のない方への対応につきましては、今回の給付金事業は世帯単位で給付を行いますが、窓口での現金給付は想定しておりませんので、世帯員皆様の口座がない場合につきましては、新たに口座を開設していただくことをお願いしたいと考えております。

今回の給付金事業につきましては、申請主義ではなく、水道料金振替口座へのプッシュ型での振り込み、併せてマイナンバーと連携した公金受取口座への活用も検討いたしておりますので、

基本的には申請は必要ございません。世帯情報、口座情報について事前にリストを作成し、確認のために各世帯に内容を郵便で送付する予定といたしております。返信用封等を同封いたしますので、内容に変更等がある場合等は、修正後、返信をお願いしたいと考えているところでございます。

基本的には市民の申請手続が不要となりますが、個別案件につきましては、コールセンターを設置する予定ですので、そちらのほうでも対応を行ってまいりたいと考えております。

また、御質問の中にありました施設等の入所者の方につきましては、事前にこちらのほうで施設の方々に説明を行いながら、情報の共有、そして、連携を図りながら、できるだけ柔軟な対応をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 松嶋産業推進部長。

○産業推進部部長（松嶋 要次君） 5番、武原議員の御質問にお答えをさせていただきます。

低所得者層や交通弱者層への対応との御質問でございますが、今回のプレミアム付き商品券事業につきましては、同じく物価高騰対応重点支援事業としての給付金事業と連動させたものとして取り組む予定としており、給付金を元手に商品券をお求めいただけますので、市民の皆様、押しなべて行き届くものと考えております。

商品券の販売会場に来られない方につきましては、商品券の購入は御家族のみならず、お隣の方などをお願いされても販売いたしますので、直接、販売会場に来られない方であっても御購入いただけるのではないかと考えております。

また、商品券につきましては、商工会、加盟店等で御購入や飲食等の際に御利用いただけますが、加盟店の中には移動販売や訪問販売等をされている事業者もございますので、そのような事業者を御利用の際に御利用いただければと考えております。

次に、消費者の利用行動の分析との御質問ですが、昨年及び一昨年に実施した商品券事業においては、いずれも6割以上が島内の地元商工事業者での利用となっております。特に前回は飲食用の商品券が含まれておりましたことから65%を超える利用となっており、地域循環の観点からは一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○議長（土谷 勇二君） 武原議員。

○議員（5番 武原由里子君） まず上下水道課のほうに再度御質問いたします。

今、個別案件については柔軟に対応するということでした。また、コールセンターを設置ということで、かなりそういう個別の案件の対応は難しいところが出てくるのではないかと想像しております。やはり委託される場合のQ&Aやマニュアル等々の作成についてはどのようにお考え

なのかというところについて御質問いたします。

○議長（土谷 勇二君） 平本建設部長。

○建設部部長（平本 善広君） コールセンターの設置につきましては、契約を締結後にその事業者さんとは協議をしております。

内容につきましても、今、議員が言われましたように、Q&Aを含め、コールセンターの役割をはじめ相談の内容、どこまでをコールセンターで引き受けていただけるのか、その辺も協議をしてみたいと思いますが、個別案件の中で、どうしてもコールセンターでの対応が難しい部分も出てくるかもしれません。その際は当然ながら、上下水道課が窓口となりますので、そこは連携をしながら個別の対応をさせていただきたいと考えているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。松本順子議員。

〔議員（3番 松本 順子君） 登壇〕

○議員（3番 松本 順子君） 議案第4号令和7年度壱岐市一般会計補正予算について、賛成討論をいたします。

今回の補正予算での財源は必要なものに使われておりますので賛成しますが、1点、問題があります。

物価高騰対策支援として給付は市民に還元されるので構わないのですが、国はこうしたばらまきを何度も繰り返し、そのたびに職員の時間と事務費や手数料、そして、先ほどからの委託料です。こういうものを費やしております。高くなるばかりの税金を集めて配る給付金よりも減税のほうが無駄な費用を使わず、経済の回復にも速攻性があります。特に消費税はその大半が輸出還付金で、輸出企業の減額した法人税の穴埋めに使われています。社会保障に使うとって集めた消費税は地方消費税交付金としてたったの2%程度しか交付されていません。

しかし、これを自治体の予算に入れられてしまったことで議員は消費税に反対できなくなり、さらに増税を求めるようになっていきます。

3%の時代にはこのような地方交付金はありませんでした。消費税を減税するか廃止してもうかっている企業の法人税を元に戻せばよいだけです。そうすれば、給付金なんて必要なく経済が回復します。職員の負担も無駄な委託料もなく、民間の賃上げも可能になると考えられます。

こうした税の本質を知っていただき、壱岐市民であり日本国民である皆様が国を変える力にならなければならないことをお伝えして、賛成討論を終わりにします。

〔議員（3番 松本 順子君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第5号～日程第10. 議案第6号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第9、議案第5号及び日程第10、議案第6号の件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。村田保健環境部長。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 登壇〕

○保健環境部部長（村田 靖君） 議案第5号令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

令和7年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億848万2,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を行うものでございます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、補正財源といたしまして、6款1項1目一般会計繰入金を予算計上いたしております。

10ページから11ページをお開きください。

歳出でございますが、1款総務費に人件費の補正を計上いたしております。

12ページは給与費明細書でございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

次に、議案第6号令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明

申し上げます。

令和7年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ258万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億8,515万7,000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,105万3,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。今回の補正は、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正を行うものでございます。

8ページから9ページをお開き願います。

歳入でございますが、法定負担割合に基づき、それぞれ予算計上をいたしております。

10ページから11ページをお開き願います。

歳出でございますが、3款地域支援事業費に人件費の補正を計上いたしております。

12ページからは給与費明細書等でございます。

以上で、議案第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔保健環境部部長（村田 靖君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第5号及び第6号を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第5号及び第6号は原案のとおり全て可決されました。

日程第11. 議案第7号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第11、議案第7号を議題とします。

提出議案の説明を求めます。平田総務部長。

〔総務部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○総務部部長（平田 英貴君） 議案第7号令和7年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和7年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ414万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,692万8,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算補正について御説明いたします。

歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を414万3,000円増額いたしております。

次に10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明いたします。

1款1項1目一般管理費でございますが、人事院勧告に伴う給与改定及び職員の異動等に伴う増減分として79万1,000円を計上いたしております。

2目業務管理費でございますが、船員の勤務調整により当面の間、土曜・日曜を代船での運行とすることに伴う使用料及び賃借料335万2,000円を計上いたしております。

給与費明細につきましては12ページから15ページのとおりでございます。

以上で、議案第7号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願います。

〔総務部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第8号～日程第13. 議案第9号

○議長（土谷 勇二君） 次に、日程第12、議案第8号及び日程第13、議案第9号の2件を一括議題とします。

提出議案の説明を求めます。平本建設部長。

〔建設部部長（平本 善広君） 登壇〕

○建設部部長（平本 善広君） 議案第8号及び議案第9号を続けて御説明申し上げます。

議案第8号令和7年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条、令和7年度壱岐市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度壱岐市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして32万円を減額し、支出につきましては301万9,000円を減額いたしております。

第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページには予算実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページ、7ページには給与費明細書、8ページ、9ページには予定貸借対照表を記載いたしております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして他会計負担金32万円を減額し、支出につきましては総係費301万9,000円を減額しておりますが、これは人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費に係る補正分でございます。

議案第8号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号令和7年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1条、令和7年度壱岐市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度壱岐市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきまして8万円を増額し、支出につきましては93万9,000円を増額いたしております。

第3条につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

4ページには予算実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページ、7ページには給与費明細書、8ページ、9ページには予定貸借対照表を記載いたしております。

10ページ、11ページをお願いいたします。

予算実施計画明細書の収益的収入及び支出でございますが、収入につきまして他会計負担金8万円を増額し、支出につきましては総係費93万9,000円を増額いたしておりますが、これは人事異動及び人事院勧告に伴う職員の人件費に係る補正分でございます。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔建設部部长（平本 善広君） 降壇〕

○議長（土谷 勇二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号及び議案第9号を一括採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（土谷 勇二君） 起立多数です。よって、議案第8号及び議案第9号は原案のとおり全て可決されました。

以上で、予定された議事は終了しました。

この際、お諮りします。1月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土谷 勇二君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

○議長（土谷 勇二君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、苓崎市議会定例会1月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時58分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 土谷 勇二

署名議員 植村 圭司

署名議員 清水 修